



【894】

目撃者が現れない痴漢被疑事件に対する 事実認定と証拠の採否

最高裁判所第二小法廷平成20年11月7日判決

(平成19年(刑)第1878号損害賠償請求事件、判時2031号14頁)

第一審：東京地方裁判所八王子支部平成18年4月10日判決、平成14年(ワ)第919号、判時1959号81頁

原審：東京高等裁判所平成19年8月29日判決、平成18年(刑)第2482号判例集未掲載

差戻後控訴審：東京高等裁判所平成21年11月26日判決、平成20年(刑)第5618号、判時2069号33頁

本件は、痴漢被疑事件で現行犯逮捕され、勾留された後、不起訴となった男性が、女性が虚偽の痴漢被害を申告したとして、当該女性、男性を逮捕した警察、及び、男性につき勾留請求をした検察を相手取り、慰謝料等の支払を求めた事案である。本稿では、目撃者の現れない痴漢被疑事件をめぐる事実認定及び証拠の採否に関する、事実審と最高裁との判断のあり方について考察する。

《事 実》

被告・被控訴人・被上告人Y（当時大学2年生）は、平成11年9月2日午後11時21分、アルバイト先から帰宅するため、東京近郊のJR線下り快速電車（以下「本件電車」という）の中央付近の車両（以下「本件車両」という）に乗車した。一方、原告・控訴人・上告人X（当時57歳）は、同日、勤務先から午後6時ころ退社し、帰宅途中に下車して焼鳥屋及びスナックで飲食した後、本件電車に乗車した。Yは、本件車両内で、乗降口脇の座席の柱にもたれかかって立ち、当時通っていたカラオケ教室の講師である訴外Aと携帯電話で通話していた。Xは、Yから20センチないし30センチほど離れた位置に立ち、右手でつり革につかまり、左手にかばんを持っていた。本件車両内は、座席は埋まっていたが、つり革もほとんど使用されていたが、特に混み合っているわけではなく、Yの付近には十分な空間があった。

Xは、本件電車内で、同日午後11時26分ころから午後11時29分ころまでの間に、Yに対し、「電車の中で電話しちゃいけない。」と、携帯電話の使用を注意する発言をした。

同日午後11時40分ころ、XとYは同じ駅で本件電車から降りた。Xは、自宅に帰るために歩いてバス停に向かったが、Yは、駅前の交番で立番勤務をしていた警察官に電車の中で痴漢の被害に遭ったこと、及び犯人がすぐそこにいることを告げ、同警察

官と共にXを追い掛け、バス停付近でXに追い付いて、Xが痴漢の犯人である旨を同警察官に告げた。Xは、電車の中で痴漢をしなかったかと警察官から尋ねられ、否認したが、同日午後11時46分、警察官によりその場で現行犯逮捕され（以下、「本件現行犯逮捕」という）、引き続き勾留された。

Yは、警察官や検察官による取調べに対し、①本件電車内で携帯電話でAと通話をしていたところ、Xがもたれかかるように身体を近づけてきて、手すりかつり革をつかみながら身体を前後に揺らし、Yの身体に股間を擦りつけるように押し当ててきた、②XがYに身体を近づけてきたので痴漢かもしれないと思って警戒しながら30秒くらい我慢していたが、Xがなおも股間をYの身体に押し当ててきたことから、Xが故意に痴漢をしているものと認識した、③Xに「離れてよ。」と言いながら、左肘でXの胸に向かって2回肘打ちをしたところ、Xから逆に携帯電話の使用を繰り返し非難されたので、「変なことをしておいて、何言ってるの。」「分かった、切るよ。」と言って電話を切った、④XがYに対して痴漢行為をした時間は、全体として約1分間である、と供述した（以下、Yの供述に係るXの行為を「本件痴漢行為」という）。

他方、Xは、本件現行犯逮捕の時点から一貫して本件痴漢行為に及んだことを否認し、携帯電話での通話を止める気配がなかったYに対し、少し身体を乗り出すようにして、「電車の中で電話してはいけない。」と1回注意したところ、Yから「分かったわ

よ。」と大きな声で言われただけであると供述した。

本件車両内でのYとXのやり取りを目撃した第三者は見付からなかったが、Xによる本件痴漢行為があったとYが主張する時点の前後を通じて、Yの携帯電話とAの電話とがつながっており、Aは、電話を通じて本件車両内でのYとXの発言を聞いていた。Aは、Xの勾留期間中、捜査担当のB検事による事情聴取に応じ、Yとの通話中に聞こえた内容につき、①Yが「変な人が近づいてきた。」と言い、その後間もなく、「電車の中で電話しちゃいけない。」という男性の声が聞こえた、②痴漢行為の存否に関連して聞いた声はこれだけである、と述べた。

その後、Yは、取調べを受けることを約束した日に出頭せず、連絡もつかなくなった。B検事は、Xから本件痴漢行為を受けた旨のYの供述が、Xの供述と食い違うだけでなく、Yが本件痴漢行為を受けたと主張する時点でYと電話で通話をしていたAの供述と整合しない上、Y自身が捜査に非協力的になったことから、延長後の勾留期間の満了日である同月22日、上告人を処分保留のまま釈放し、同年12月28日、嫌疑不十分によりXを不起訴処分とした。

AがB検事の事情聴取に応じた際に作成された供述調書を含むXに係る捜査記録の大部分は、本件訴訟提起に先立ち、検察庁により誤って廃棄された。B検事は、第一審で証人として尋問を受け、Aから聴取した内容等について証言した。また、A証言と同趣旨のB検事作成の陳述書が証拠として提出されている。

本件は、Xが、Yによる本件痴漢行為の被害申告は虚偽であり、警察の現行犯逮捕及び検察の勾留請求は違法であるとして、Y、警察を管掌するZ₁、及び検察を管掌するZ₂を相手取り、不法行為ないし国家賠償責任に基づく慰謝料等の支払を求めた事案である。

第一審は、専らYの供述に依拠しつつ、Yの供述が一貫し、迫真性に富んでおり、A証言内容とYの供述との不一致については、Yが携帯電話を口から離していたため聞こえなかった可能性があるとして、本件電車内における事実に関するXの主張を全て退け、Xが本件痴漢行為をしたと認定し、従って逮捕も勾留請求も適法であると判示して、Xの請求を全て棄却した。Xは、控訴審において、Aの証人尋問を申請したが、控訴審は、B検事作成の陳述書によりA証言の内容は明らかであるとしてこれを採用せず、結論として第一審と同旨の判断をした。

Xは、Yの供述には、不自然・不合理な点が多数あるにもかかわらず、専らYの供述に依拠して本件

痴漢行為を認定したこと、及び、Aの証人尋問申請を採用しなかったことは、審理不尽の違法があると主張して上告した。

《判 旨》

Yについて破棄差戻、

Z₁・Z₂については上告不受理

1 Yの本件痴漢行為についての供述には一応の一貫性がみられるが、「XがYに身体を触れてきたので痴漢かもしれないと思って警戒しながらしばらく我慢していたが、Xがなおも股間をYの身体に押し当ててきたことから、Xに『離れてよ。』といい、その後にXから携帯電話の使用を注意された」旨のYの供述内容は、AがYとの電話による通話内容としてB検事に供述した「Yが『変な人が近づいてきた。』と言い、その後間もなく、『電車の中で電話しちゃいけない。』という男性の声が聞こえた、痴漢行為の存否に関連して聞いた声はこれだけである」というものとは看過し得ない食い違いがある。「他方、本件痴漢行為を一貫して否認し、Yが電車内での携帯電話の使用を止める気配がないので、1回注意しただけであるというXの供述は、AのB検事に対する上記供述内容にも沿うものである。」

2 「Aの電話は、本件痴漢行為があったとYが主張する時点の前後を通じてYの携帯電話とつながっており、その間AはYとXの本件車両内での発言を電話を通して聞いていたというのであるから、本件車両内でのYとXとのやり取りについて目撃者が見付からない本件においては、Aは目撃証人に準ずる立場にある唯一の人物ということができ、その証言は重要であるところ、本件において、Aが電話を通して聞いたYとXの発言内容についての認定資料は、B検事の第一審における証言及び同検事作成の陳述書しか存しない。Aは、Yが当時通っていたカラオケ教室の講師であるというのにとどまり、Xはもとより、Yとも特段の利害関係があることはうかがわれぬから、客観的中立的な証言が期待できないとはいえない。」

3 「原審が、Yの「変な人が近づいてきた。」という声とXの「電車の中で電話しちゃいけない。」という声との具体的な間隔、その間のYとAの会話の有無、本件電車の走行に伴う騒音がAの電話にどの程度聞こえていたか等につき、Aの証人尋問を実施してこれを確かめることなく、Aが電話を通して聞いたYとXの発言の内容をB検事の証言及び陳述書のみによって認定した上、具体的根拠が乏

しいまま、Aの電話に聞こえた本件車両内での騒音等をYに有利に推測して、B検事に対するAの供述内容と整合しないYの供述の信用性を肯定し、Aの供述と合致するXの供述の信用性を否定して、Xが本件痴漢行為をしたものと認定したことには、審理不尽の結果、結論に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるといわざるを得ず、論旨は理由がある。」

《研究》

1 本件は、法理論的には、事実認定のための証拠採否に関する事例判断が示されたものであるが¹⁾、本件の事実認定に関しては、前提となっている痴漢被疑事件における本件痴漢行為の成否が大きく影響を及ぼしてくるため、事件の解決が複雑となっている。また、本判決は、破棄差戻の理由として、Aの証人尋問申請を採用しなかったことを正面に掲げているが、判決文の文言からは、実質的には本件痴漢行為の有無に関する原審の事実認定自体に疑義を示したものと解釈も成り立ち得ないではないため、民事裁判における事実審と上告審との関係について、改めて検討することも有益であると思われる。

2 痴漢被疑事件における痴漢行為の認定は、裁判所にとってかなりの困難が付きまとう。すなわち、この種の事件では、被害を訴える者と加害者と名指しされた者との間で、主張や供述が完全に食違うことが多く、かつ、物的証拠や第三者の証言が、様々な理由で得られにくいことが少なくない。このため、裁判所としては、両当事者の主張の信用性を、いわば手探りで考えていくことにより、何とか事実認定に達しているのが実情であると思われる。

痴漢行為の有無が争われた従来の裁判で、かなり一般的であった判断基準は、特に被害を訴えている者の供述内容が、「一貫性があり、迫真性があり、合理性があるか否か」であった。要するに、「真実の一つである」という大前提に立つ限り、当事者の供述内容が真実に近ければ近いほど、供述内容は「一貫性」を帯びてくる筈であり、かつ、事件という非日常的な事柄としての「迫真性」や、事態の推移等に矛盾がないという「合理性」を備えたものとなる筈だからである。しかしながら、このような立論は、事件の発生後、事件それ自体以外の情報が当事者に与えられていない状況を議論の前提とするものであるから、現実の事件に対する捜査や訴訟準備、あるいは公判等の過程では、「一貫性」「迫真

性」「合理性」のある供述内容を、後に作出することは不可能でないことが、近時の最高裁判決により、明確に指摘されるに到っている²⁾。また、そもそも、被害を訴える者の供述は、痴漢被害という他人の興味本位の関心を否応なく引き付ける内容を含むものであるのに対し、加害者として名指しされた者の供述は、「自分は何もしていない」という趣旨に留まらざるを得ないわけであるから、「一貫性」や「合理性」についてはともかく、「迫真性」において、被害を訴える者の供述の方が、より「信用」される方向に傾くことは、事実上否定できないように思われる³⁾。さらに、「他人の興味本位に晒される痴漢被害を虚偽で訴えることは通常あり得ない」、あるいは、「逮捕・勾留された以上、全く何もしていないということはないのではないか」、という一方的な大前提が、裁判所を含めて広く信じられる傾向にあることも、改めて指摘されるべきであろう⁴⁾。

3 もっとも、本件の場合、第三者であるAが、Yの携帯電話を通じてXとYとのやりとりを聞いていたという事実が、特徴として加わっている。当事者の供述内容の「信用性」の実態が上記のような性格を持たざるを得ない以上、第三者であるAの供述が、極めて重要なものとなることは明らかである。また、Aが検察官に対してした供述の原本が検察庁により誤って廃棄されており、B検事の記憶に基づくAの供述内容にかかる陳述書が提出されているのみという本件の事情の下においては、Xにとってもより、Yからの尋問の機会を確保するという意味でも、Aの証人尋問は実施される必要があったというべきである。従って、「民事事件の事実認定であっても、真実に少しでも近づくべき」という建前から、控訴審がXによる申請を採用しなかったことは、審理不尽との評価を免れないこととなるであろう。

しかしながら、最高裁の判示をやや詳細に見てみると、控訴審での手続の不備を指摘しているのは判旨2のみであり、判旨1や判旨3での摘示においては、「Yの供述とAの供述との間には看過できない食い違いがある」とか、「具体的根拠が乏しいまま、Aに聞こえた本件車両内での騒音等をYに有利に推測した」との言及がある。Aの証人尋問の実施は、Xが本件痴漢行為をしていたか否かに関わらず、本件の解決にとって必要なことであり、証人尋問の不実施を審理不尽とするのであれば、判旨1及び判旨3の各摘示は、本来不要の筈である。従って、最高

裁が本件について「更に審理を尽くさせる」必要性を判示した実質的な理由は、本件におけるXとYの各供述内容、Yによる捜査への協力状況、本件痴漢行為に関する証拠の大部分が「誤って」廃棄されたこと等、本件に関する諸事情を総合考慮した結果、Xによる本件痴漢行為を認定したことそれ自体について、疑義を表明したためと考える余地がありうるように思われる。

そうであるとすれば、本判決は、証人尋問の不実施という手続違背を理由に原審を破棄したという外形をとっているものの、事実認定に到る判断過程に問題があることを実質的な理由とする判断である可能性を持つこととなり、これは、事実審と上告審との間で従来維持されてきた制度上の役割分担関係に、明らかな変化を生じさせる契機となりかねない。この意味で、本判決は、単なる事例判決に留まらない理論的重要性を大いに帯びているものと考えられる。

4 本件は、差戻後控訴審において、Aの証人尋問が実施された。その結果を踏まえて、差戻後控訴審は、「Aによる本件痴漢行為があったということは困難である」とする一方、「Xによる本件痴漢行為がなかったとも言えず、Yが虚偽の痴漢被害を申告したと認めることはできない」と判示して、結論としてXの請求を棄却している。これに対してXは、再度最高裁に上告中であり、現在、本件は第三小法廷に係属中である（平成22年(々)491号、平成22年(々)604号）。差戻後控訴審は、本判決の指摘を承けて、Aの証人尋問を実施し、それを踏まえて本件痴漢行為の有無を含む事実認定を行っているわけであるから、仮に最高裁が再度破棄差戻ないし破棄自判するのであれば、事実認定にかかる判断過程に不備があったということを、正面から理由としなければならぬであろう⁵⁾。

1) 本判決の評釈として、安達栄司・法の支配155号104頁がある。なお、本稿作成のための研究会での報告に際して、当時判例雑誌等に掲載されていなかった差戻後控訴審の判決文を、X御本人の御好意により提供していただいた。

2) 本件とは完全に別の事件である痴漢被疑事件の刑事裁判において、第一審、第二審が被害者の供述内容は信用できるとして被告人を有罪としたことを破棄自判し、被害者の供述にはなお疑いをいれる余地があるとして、被告人に無罪を言い渡した事案である、最三小判平成21年4月14日刑集63巻4号331頁における那須裁判官の補足意見参照。

3) このほか、当事者の性別、年齢、容姿容貌を含む外見、社会的地位その他の事情が、供述内容の信用性に影響を与えうるか否かについても、事件ごとに複雑に絡みあう諸事情の相互関係を、慎重に解析する必要があると思われる。この点に関する実験的な論稿として、星野豊「痴漢行為の有無に関する民事事件の事実認定(1)(2)」筑波法政(筑波大学)50号・51号(2011年)掲載予定参照。もっとも、このような観点からすれば、元来の語義として男性を想定させる「痴漢」という語それ自体の使用についても、より慎重であってしかるべきなのかもしれない。

4) 現に、本件の第一審では、「携帯電話の使用を注意されたというような些細な出来事に対して、虚構の痴漢被害を作出し、警察に被害申告をするなど、通常は想定できない」という判示がなされている。また、差戻前の控訴審判決でも、本件現行犯逮捕に関して、「X本人の説明する逮捕の状況は、余りに乱暴なものであって、場所が駅前であること、近くに通行人もいたことからすると、警察官がそのような明白に強引ともいえる逮捕行為をしたとは到底考えにくい」との判示がある。

5) なお、本件では、警察による現行犯逮捕や検察による勾留請求の違法性が争われた部分については、上告不受理決定がなされたため、Z₁及びZ₂に対するXの請求は、Xの敗訴が確定している。しかしながら、これらの判断の前提となっている事実は、Xによる本件痴漢行為があったと認定した差戻前の控訴審の判決であるから、差戻後控訴審でXによる本件痴漢行為があったということは困難であるとの認定がなされた現在において、従前の判断が果たして維持されるべきかも、問題となる余地がある。まして、仮にYによる虚偽申告であることが事実認定として確定することがあったような場合には、Z₁及びZ₂に対する審理及び判断の正当性が再度問題となる可能性は、かなり高くなるように思われる。

(ほしの・ゆたか 筑波大学准教授)